

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年12月3日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大塚 憲郎

1. 工事概要

- (1) 工事名 那覇空港管理用地舗装工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 那覇市那覇空港内
- (3) 工事内容 本工事は、那覇空港管理用地を舗装敷設を行うものである。
構造物撤去工 舗装版切断 (平均厚: 5cm) 約14m、舗装版取壊し (平均厚: 5cm) 約372㎡
コンクリート構造物取壊し (鉄筋) 約3㎡
舗装工 下層路盤、上層路盤 (各々平均厚: 20cm) 約1,690㎡
アスファルト舗装工 (基層、表層 各々平均厚: 5cm) 約1,690㎡
付属施設工 区画線工 約98m
- (4) 工期 契約締結日の翌日 (土日、祝祭日除く) から 平成23年3月25日 まで。
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の平成21・22年度一般 (指名) 競争参加有資格者のうち「ほ装工事業」でA等級の認定を受けていること。(会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)
- (4) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (昭和59年6月28日付空経第386号。) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する (建設) 業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄本島内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。
平成7年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記に掲げる工事 (以下「同種工事」という。) の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。) なお、当該実績が国土交通省が発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。
・同種工事: 会社管理空港、国管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港又はその他共用空港の供用中に行われた制限区域内における舗装工事の施工実績を有すること。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級又は2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
 - ② 上記(7)の掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 大阪航空局及び那覇空港事務所が発注した舗装工事で、平成20年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 本公告で示した調達案件及び数量を確実に実行し得ることを証明するため、平成22年12月13日(月)17時00分までに、入札説明書に掲げる資料を書類で提出し、当局の競争参加資格の確認を受けること。なお、期限までに資料を提出しない者、又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3
大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 宮平
電話 098-859-5106
- (2) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先 国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (3) 入札説明書の交付方法
上記3.(1)の場所において、平成22年12月3日(金)～平成22年12月13日(月)までの間無償にて貸与する。
- (4) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法
平成22年12月13日(月)17時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。
ただし、紙入札方式による参加の場合は、平成22年12月13日(月)17時00分までに、上記3.(1)まで持参又は郵送(必着、宅配便を含む)すること。
- (5) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
(ア) 入札書は、電子入札システムにより3.(2)に示すURLに提出すること。
ただし、契約担当官等から承諾を得た者は、紙により持参又は郵送すること。
(イ) 電子入札システムによる入札期間
平成22年12月28日(火) 9時00分から
平成22年12月28日(火) 17時00分まで
(ウ) 紙により持参する場合 平成23年1月4日(火)開札時刻までに開札場所へ持参すること。(ただし、郵送の場合は平成22年12月28日(火)17時00分までに那覇空港事務所総務部会計課へ必着とする。)
(エ) 開札日時及び場所 平成23年1月4日(火)10時00分から
那覇空港事務所統合庁舎 2階入札室

4. 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定方法
(ア) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
(イ) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
(ウ) 予決令第85条の基準に該当する入札があった場合は、落札の決定を一旦「保留」する。落札の決定を「保留」した場合は、「入札金額」及び「該当入札者の指名」ともにその場では公表しない。
その際、落札者はその場では決定されず、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により後日速やかに決定する。
後日、落札者が決定した場合は、速やかに入札者全員にその旨を通知する。
- (2) 入札書の記載方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額の切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金 無。
- (3) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 前払金 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 入札者に要求される事項
本競争に参加を希望する者は、本公告で示した請負内容を確実に履行し得ることを証明するため、入札説明書に掲げる資料を提出し、契約担当官等の競争参加資格の確認を開札日の前日までに受けること。なお、期限までに資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (7) 入札書の無効
本公告に示した競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札。
 - (イ) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。
 - (ウ) 金額を訂正した入札。
 - (エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
 - (オ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札。
 - (カ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
 - (キ) 技術審査資料等を添付することとされた入札にあつては、当該技術審査資料等が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札。
 - (ク) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった入札。
- (8) 代理人による入札
 - (ア) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに委任状（様式自由A4版）を提出しなければならない。
 - (イ) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 本件に関する窓口は、上記3.（1）のとおり。
- (10) その他 詳細は入札説明書による。